◎特定親族特別控除額早見表

特定親族の給与収入 （収入が給与のみの場合）	特定親族の 合計所得金額	特定親族 特別控除額
123万円を超え160万円以下	58万円を超え95万円以下	45万円
160万円を超え165万円以下	95万円を超え100万円以下	41万円
165万円を超え170万円以下	100万円を超え105万円以下	31万円
170万円を超え175万円以下	105万円を超え110万円以下	21万円
175万円を超え180万円以下	110万円を超え115万円以下	11万円
180万円を超え185万円以下	115万円を超え120万円以下	6万円
185万円を超え188万円以下	120万円を超え123万円以下	3万円

◎給与所得算出表

単位：円

収入金額（A）	所得金額	
651,000未満	0	
651,000 ～ 1,900,000	（A）－ 650,000	
1,900,001 ～ 3,599,999	（A）÷ 4（千円未満を切り捨てる）× 4 ＝（B）	（B）× 70% － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		（B）× 80% － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	（A）× 90% － 1,100,000	
8,500,000以上	（A）－ 1,950,000	

◎配偶者特別控除額早見表

配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入123万円）を超え、133万円（給与収入2,015,999円）以下の場合、その所得（収入）に応じて次の表のとおり控除されます。
※配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入123万円）以下の場合、配偶者特別控除は０円となります。

配偶者の給与収入 （収入が給与のみの場合）	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額 納税義務者の合計所得金額 （納税義務者の所得が給与のみの場合の収入金額）			
		900万円以下 （1,095万円以下）	900万円を超え950万円以下 （1,095万円を超え1,145万円以下）	950万円を超え1,000万円以下 （1145万円を超え1,195万円以下）	1,000万円超 （1,195万円超）
123万円を超え165万円以下	58万円を超え100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
165万円を超え170万円以下	100万円を超え105万円以下	31万円	21万円	11万円	
170万円を超え175万円以下	105万円を超え110万円以下	26万円	18万円	9万円	
175万円を超え180万円以下	110万円を超え115万円以下	21万円	14万円	7万円	
180万円を超え185万円以下	115万円を超え120万円以下	16万円	11万円	6万円	
185万円を超え190万4千円未満	120万円を超え125万円以下	11万円	8万円	4万円	
190万4千円以上197万2千円未満	125万円を超え130万円以下	6万円	4万円	2万円	
197万2千円以上201万6千円未満	130万円を超え133万円以下	3万円	2万円	1万円	
201万6千円以上	133万円超	対象外			

◎公的年金等所得換算表

単位：円

年　齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額 公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額 1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65歳未満 （S36.1.2以降生まれ）	～ 1,299,999	（A）－ 600,000	（A）－ 500,000	（A）－ 400,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	（A）×75%－ 275,000	（A）×75%－ 175,000	（A）×75%－ 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	（A）×85%－ 685,000	（A）×85%－ 585,000	（A）×85%－ 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	（A）×95%－1,455,000	（A）×95%－1,355,000	（A）×95%－1,255,000
	10,000,000 ～	（A）－ 1,955,000	（A）－ 1,855,000	（A）－ 1,755,000

年　齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額 公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額 1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65歳以上 （S36.1.1以前生まれ）	～ 3,299,999	（A）－ 1,100,000	（A）－ 1,000,000	（A）－ 900,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	（A）×75%－ 275,000	（A）×75%－ 175,000	（A）×75%－ 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	（A）×85%－ 685,000	（A）×85%－ 585,000	（A）×85%－ 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	（A）×95%－1,455,000	（A）×95%－1,355,000	（A）×95%－1,255,000
	10,000,000 ～	（A）－ 1,955,000	（A）－ 1,855,000	（A）－ 1,755,000

◎所得金額調整控除

下記１又は２の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。（１、２の両方に該当する場合、１の控除後に２の金額を控除します。）

１　給与等の収入金額が850万円を超え、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合
（1）本人が特別障害者に該当する
（2）年齢23歳未満の扶養親族を有する
（3）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額 ＝｜給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円｜×10%
※「給与等」とは、勤務先から受ける給与、賃金、賞与や、これらの性質を有する給与のことです。
※この調整控除における「扶養親族」は、扶養控除と異なり、重複して申告をすることができます。

２　給与収入及び公的年金収入があり、給与所得控除後の所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 ＝｜給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円｜

◎市民税・県民税の税額の計算方法

総所得金額 － 所得から差し引かれる金額 ＝ 課税標準額（1,000円未満切り捨て）
課税標準額 × 税率 － 税額控除額 ＝ 所得割額（100円未満切り捨て）
所得割額 ＋ 均等割額 ＋ 森林環境税 ＝ 納付すべき税額
【均等割額　市民税　3,000円　県民税　1,800円】【森林環境税　1,000円】
※県民税均等割のうち800円は、兵庫県が森林や都市の緑の保全・再生のために使う「県民緑税」です。

○市民税・県民税の所得割の税率

	市民税 税率	県民税 税率
一律	6％	4％

◎森林環境税

森林環境税は令和６年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として１人年額1,000円が賦課徴収することとされており、その税収の全額が森林環境譲与税として森林整備及びその促進に関する費用として市区町村や都道府県へ譲与されます。

◎税額控除

○寄附金税額控除
申告書の裏面⑩欄の「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会・日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

【計算方法】
㋐㋑の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。
㋐基本控除額
（ 寄附金額 － ２千円 ）× 10%
※対象寄附金額は、総所得金額等の 30%を限度とします。
㋑特例控除額《都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）のみ適用》
（ 寄附金額 － ２千円 ）× 表Aの該当する割合
※特例控除額は、市民税・県民税所得割額の 20%を限度とします。
※令和元年６月１日以後の寄附金は、総務大臣が適当と認める都道府県または市区町村分のみ特別控除の対象となります。

表Ａ

課税総所得金額から人的控除差額調整額及び（所得税の基礎控除額―48万円）を控除した額	割　合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎市民税・県民税・森林環境税が課されない人

非　課　税　の　区　分	非課税の該当要件《下記の21万円及び32万円の加算額は扶養親族等を有する場合のみ》	所得金額の早見表《下記金額以下》（同一生計配偶者+扶養親族）の人数 0人	1人	2人	3人	4人
均等割・所得割・森林環境税が課されない	障害者・寡婦・ひとり親・未成年者に該当する人で前年の合計所得金額が135万円以下の人					
均等割・所得割・森林環境税が課されない	前年の合計所得金額≦35万円（本人+同一生計配偶者+扶養親族［16歳未満含む］の人数）+10万円+21万円	⇒ 45万円	101万円	136万円	171万円	206万円
所得割が課されない	前年の総所得金額等≦35万円（本人+同一生計配偶者+扶養親族［16歳未満含む］の人数）+10万円+32万円	⇒ 45万円	112万円	147万円	182万円	217万円

【注意点】　この申告書の手引き及び申告書に記載している内容については、令和８年度の税制改正によって変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、地方税法が改正された場合には、申告された事項について当市で計算しなおします。

不明な点がありましたら、右記までお問い合わせください。　**明石市役所 市民税課　TEL（078）918－5013（直通）**
※所得税等国税のお問い合わせについては…　**明石税務署　TEL（078）921－2261（代表）**

令和８年度分　市民税・県民税申告書の手引き　明石市役所

窓口での混雑緩和や感染症の拡大防止のため、郵送での申告を推奨しています。

市税につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申しあげます。
【お知らせとお願い】
○お送りした申告書は、令和８年度市民税・県民税の課税資料となりますので、申告期限までに提出をお願いします。
○この手引きを参考に、昨年１年間（令和７年１月１日～12月31日）の所得及び控除の内容を正しく記入してください。
○普通徴収・年金特別徴収の納税通知書は、毎年６月中旬にお送りしています（非課税者を除く）。

明石市ホームページで、市民税・県民税の税額シミュレーションや申告書の作成ができます。
作成された申告書は、ご自身で印刷のうえ、郵送または窓口にてご提出ください。
また、令和８年度分からマイナポータルで市民税・県民税の電子申告（データ送信）ができるようになりました。スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカード・暗証番号を利用して入力します。

明石市　市民税　検索
検索後、「8.市・県民税の申告書の作成について」をご確認下さい。
詳しくはコチラ→
（通信費用などは登録者の負担となりますので、ご了承ください）

１．申告をしなければならない人

①　令和８年１月１日現在明石市内に居住し、昨年１年間に所得のあった人（ 4. 申告をしなくてもよい人 を除く。）
②　所得に関する証明書が必要な人
（所得がなかった場合は、裏面の記入例③を参考に記入してください。）
【注意点】前年中に所得がなかった人は、申告書の提出義務はありませんが、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において所得の申告が必要な場合や所得に関する証明書が必要な場合などは、市民税・県民税申告書の提出が必要となることがあります。

２．申告に必要なもの

（郵送の場合は、下記書類を必ず同封してください。）

□　市民税・県民税申告書　市民税・県民税申告書
□　収入のわかるもの（源泉徴収票など）　源泉徴収票、給与明細書
□　事業所得、不動産所得などがある人は、収入金額や必要経費のわかる書類　収入金額や必要経費のわかる書類

＜各種控除を受ける場合は次の書類＞※添付書類がない場合は控除を受けることができませんのでご注意ください。

各種控除	添付が必要な書類
□　医療費控除	医療費控除の明細書　★医療費控除の明細書 領収書の添付では医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書を提出してください。
□　社会保険料控除	領収書または納付額証明書　★領収書等
□　生命保険料控除、地震保険料控除	保険会社発行の控除証明書　★控除証明書
□　障害者控除	障害者控除対象者認定書※　★障害者控除対象者認定書 コピー （障害者手帳の添付は不要です。また、障害者手帳をお持ちの方は認定書の添付は不要です。）
□　勤労学生控除	在学を証明する書類　★在学を証明する書類 コピー
□　寄附金税額控除	寄附金の受領書　★寄附金の受領書、控除証明書 市民税・県民税申告書を提出すると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなりますので、申告時にふるさと納税の申告も併せて行う必要があります。

※『障害者控除対象者認定書』とは、65歳以上の人で介護保険の要介護認定を受けており、本人等からの申請により、市町村が要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合に発行される証明書です。

３．郵送以外での申告書の提出先

○　明石市役所市民税課（西庁舎１階①・②番窓口）…… 明石市中崎１丁目５番１号　（受付時間８：55～17：15）
○　大久保市民センター …… 明石市大久保町大窪612番地の１（受付時間８：55～12：00／13：00～17：15）
○　魚住市民センター …… 明石市魚住町西岡 500番地の１（受付時間８：55～12：00／13：00～17：15）
○　二見市民センター …… 明石市二見町東二見457番地の１（受付時間８：55～12：00／13：00～17：15）
（土・日曜日及び祝日は窓口受付をしておりませんのでご注意ください。）

４．申告をしなくてもよい人

①　所得税の確定申告書を提出した人
②　給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人（提出済かどうかは勤務先担当者にご確認ください）
③　市民税・県民税が課税されない人（4ページ参照）

市民税・県民税が課税されない人　（主な事例）

ア　昭和 36 年１月２日以降生まれ（65 歳未満）で所得が公的年金等（遺族年金・障害年金は除く）のみで令和７年中の収入が次に該当する人
・収入金額が 105 万円以下の人
・収入金額が 1,713,334 円以下で公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得が 58 万円以下である人
・収入金額が 2,166,667 円以下で公的年金等の源泉徴収票に本人が「障害者」・「寡婦」・「ひとり親」いずれかの記載がある人

イ　昭和 36 年１月１日以前生まれ（65 歳以上）で所得が公的年金等（遺族年金・障害年金は除く）のみで令和７年中の収入が次に該当する人
・収入金額が 155 万円以下の人
・収入金額が 211 万円以下で公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得が 58 万円以下である人
・収入金額が 245 万円以下で公的年金等の源泉徴収票に本人が「障害者」・「寡婦」・「ひとり親」いずれかの記載がある人

５．市民税・県民税の申告において受付できない主な場合

以下の場合、市民税課・市民センターでは受付できませんので、管轄の税務署へお尋ねください。
ア　給与所得者や公的年金所得者が所得税の還付等を受けるための申告
イ　分離課税（土地・建物及び株式の売却による譲渡所得等）の申告
ウ　住宅借入金等特別控除の申告
エ　生命保険契約に基づく年金所得等を相続や贈与に基づいて行う申告
オ　事業所得者や不動産所得者により行われる所得税の青色申告・白色申告

6．申告書の書き方

記入例を参考に該当の所得及び控除を記入してください。

①所得金額

所得の種類		内容	必要経費等
事業	営業等	卸売業、小売業、製造業等の事業、各種の外交員、大工、弁護士、医師等農業以外の事業から生ずる所得　収入金額や必要経費のわかる書類	収入を得るために支出した金額
事業	農業	農作物の生産から生ずる所得　収入金額や必要経費のわかる書類	
不動産		土地や建物等の貸付から生ずる所得　収入金額や必要経費のわかる書類	
利子		公社債や預貯金の利子等による所得	
配当		株式の配当等による所得	
給与		給与、賞与、賃金等の所得 **【必要書類】** 源泉徴収票等	給与所得控除額 （4ページ「給与所得算出表」を参照）
雑	公的年金等	公的年金(厚生年金、国民年金等)及び恩給から生ずる所得 ※障害年金、遺族年金は含みません。 源泉徴収票の「支払金額」の金額を記入してください。 **【必要書類】** 源泉徴収票	公的年金等控除額 （4ページ「公的年金等所得換算表」を参照）
雑	業務	原稿料、講演料など副収入による所得 シルバー人材センターからの配分金等の所得 **【必要書類】** 収入金額や必要経費のわかる書類	収入を得るために支出した金額
雑	その他	生命保険の個人年金、互助年金、暗号資産取引などの所得 **【必要書類】** 収入金額や必要経費のわかる書類	
総合譲渡		機械、自動車等の資産の譲渡による所得 保有期間が５年以内のものは短期、５年を超えるものは長期となります。 **【必要書類】** 取得価格や必要経費のわかる書類	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に関わる必要経費
一時		生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞当選金等の一時的な所得 { 総収入金額 − その収入を得るために支出した金額 − 一時所得の特別控除額 } × 1/2 ＝ 課税される一時所得の金額 ※一時所得の特別控除額は、｢総収入金額－その収入を得るために支出した金額｣が50万円以上の場合は50万円、50万円未満の場合はその金額となります。一時所得がマイナスになった場合は、一時所得＝0円となります。 **【必要書類】** 収入金額や必要経費のわかる書類	

給与

《源泉徴収票がある場合》
源泉徴収票の「支払金額」の金額を表面の『給与 50 』の欄に記入してください。

裏面

《源泉徴収票がない場合》
裏面の(1)賃金等の欄に収入金額を記入してください。

裏面の記入の仕方

①１月～12月の日給、日数、月給、賞与等を記入し、昨年１年間の収入の合計金額を算出してください。
表面の『給与 50 』の欄に合計金額を記入してください。

②勤務先の名称、所在地及び電話番号を記入してください。

記入例

(1)賃金等

月	日給	日数	月給
1	円	日	円
2			
3			
4	8,500	15	127,500
5			
6	8,500	16	136,000
7	8,500	16	136,000
8			
9			
10			
11			
12	8,500	15	127,500
賞与等			
合計金額		50	527,000

勤務先の名称 ○○○土木
所在地及び電話番号 明石市相生町2丁目07番12号 912−1111

②所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	内容　下記の控除を適用する場合、必ず記入してください
配偶者控除（☆） ※源泉徴収票記載の人的控除を該当させない場合は「該当なし」と記入してください。	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。）の合計所得金額が58万円以下の場合に下表のとおり控除が受けられます。（控除対象配偶者） 氏名、続柄、生年月日、同居・別居、その人が障害者である場合は手帳等の種類・等級を記入してください。
同一生計配偶者（☆） （控除対象配偶者を除く）	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。）の合計所得金額が58万円以下である場合です。 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者にかかる配偶者控除は廃止されましたが、障害者控除は適用されるほか、非課税限度額の算定等においては、従来どおり人数に含めて算定しますので、必ず記入してください。 ※配偶者の障害者控除を受ける場合 **【必要書類】** ★障害者控除対象者認定書等(※)（障害者手帳の添付は不要） ※配偶者が日本国外に居住している場合 **【必要書類】** ★親族関係書類及び送金関係書類(※)
配偶者特別控除	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。）の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に該当します。また、あなたの合計所得金額により配偶者特別控除の額が段階的に引き下げられるようになります。 配偶者の収入の種類と収入金額、合計所得金額を記入してください。年金・給与以外の収入がある場合は、173の合計所得金額欄に合計所得を記入してください。（4ページ「配偶者特別控除額早見表」を参照） ※配偶者特別控除は夫婦のうちどちらか一方のみが受けることができます。 ※配偶者が日本国外に居住している場合 **【必要書類】** ★親族関係書類及び送金関係書類(※)
扶養控除（☆） ・ 16歳未満の扶養親族 ※源泉徴収票記載の人的控除を該当させない場合は「該当なし」と記入してください。	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。）の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。 氏名、続柄、生年月日、同居・別居、その人が障害者である場合は手帳等の種類・等級を記入してください。
特定親族特別控除	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする特定親族（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人のうち、他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます）の合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合に別表のとおり控除が受けられます。特定親族の合計所得金額を記入してください。（4ページ『特定親族特別控除額早見表』を参照）
所得金額調整控除に関する事項	あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合は、対象者の氏名、生年月日等を記入してください。（4ページ「所得金額調整控除」を参照） 1　本人が特別障害者に該当する **【必要書類】** ★障害者控除対象者認定書等(※)（障害者手帳の添付は不要） 2　年齢23歳未満の扶養親族を有する 3　特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する **【必要書類】** ★障害者手帳等の証明書(※)（障害者手帳の添付は不要） （「給与等」とは、勤務先から受ける給与、賃金、賞与や、これらの性質を有する給与のことです。） （この調整控除における「扶養親族」は、扶養控除と異なり、重複して申告をすることができます。）

	配偶者控除額				障害者控除額		
	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	対象外	260,000円	300,000円	530,000円
老人配偶者	380,000円	260,000円	130,000円				

	扶養控除額	障害者控除額		
		普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
扶養親族	330,000円	260,000円	300,000円	530,000円
特定扶養親族	450,000円			
老人扶養親族	380,000円			
同居老親等	450,000円			
16歳未満扶養親族				

※老人配偶者とは、控除対象配偶者のうち昭和31年1月1日以前に生まれた人です。
※同居特別障害者とは特別障害者で、かつ、あなた又はあなたと生計を一にする他の親族のいずれかと同居している人です。
※配偶者の障害者控除を受ける場合 **【必要書類】** ★障害者控除対象者認定書等(※)（障害者手帳の添付は不要）
※配偶者が日本国外に居住している場合 **【必要書類】** ★親族関係書類及び送金関係書類(※)

※特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人です。
※老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち昭和31年1月1日以前に生まれた人です。
※同居老親等とは、老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居している人です。
※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以降に生まれた扶養親族）にかかる扶養控除はありませんが、障害者控除を適用されるほか、非課税限度額の算定等においては従来どおり16歳未満の扶養親族の人数を含めて算定しますので、必ず記入してください。
※同居特別障害者とは特別障害者で、かつ、あなた又はあなたの配偶者もしくは、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している人です。
※扶養親族の障害者控除を受ける場合
【必要書類】 ★障害者控除対象者認定書等(※)（障害者手帳の添付は不要）
※扶養親族が日本国外に居住している場合 **【必要書類】** ★親族関係書類及び送金関係書類(※)

(☆) 前年中に死亡された方も対象に含めることができます。

記入例

令和８年度分 市民税・県民税申告書

受付印

明石市長宛　R8 年 2 月 16 日提出

現住所	明石市中崎1丁目5番1号	フリガナ	アカシ タロウ
令和8年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合のみ記入）	明石市	氏名	明石 太郎
		生年月日	明・大・昭・平・令 28 年 3 月 4 日生
		マイナンバー（個人番号）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		電話番号	918−5013
		職業	土木作業員
事業所又は勤務先の名称及び所在地	○○○土木　明石市相生町2丁目07番12号	事業所又は勤務先の電話番号	912−1111

※令和７年１月１日から令和７年12月31日までの期間について記入してください。

			Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ専従者控除	所得金額（Ⓐ−Ⓑ−Ⓒ）
①所得金額	事業等	44	円	円	円	78 円
	農業	45				79
	不動産	47				81
	利子	48				82
	配当	49				83
	給与 ※1	50	527,000	特定支出の合計額 130 円		
	公的年金等 ※2	51	3,366,324			
	雑 業務	57		円		114 円
	雑 その他	52				86
	総合譲渡 短期	53	円	円	円	87 118 円
	総合譲渡 長期	54				88 119
	一時	55				91 120
			Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	差引所得額（Ⓐ−Ⓑ）	特別控除額

※1 源泉徴収票がない場合は、裏面「1賃金等の欄にも収入金額を記入してください。
※2 遺族年金・障害年金は、「③所得のなかった人の記入欄」の「ろ」に記入してください。

②所得から差し引かれる金額

配偶者控除 / 配偶者特別控除 / 同一生計配偶者□（控除対象配偶者を除く）	氏名		明石 花子	続柄	配偶者	生年月日 明・大・昭・平 29.8.9
	同居・別居		✓同居 □別居	マイナンバー（個人番号）	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	障害者★ 手帳・認定書・級・判定等
	配偶者の収入の種類			配偶者の収入金額		配偶者の合計所得金額 173
						収入ゼロなら所得を記入してください。
扶養控除 / 特定親族特別控除	氏名	明石 太一	子	明・大・昭・平 52.3.2	✓同居 □別居	3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4
		明石 一郎	父	明・大・昭・平 15.6.2	✓同居 □別居	5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6
				明・大・昭・平 . .	□同居 □別居	
16歳未満の扶養親族（扶養控除対象外ですが、非課税限度額の算定等のため記入してください。）		明石 望	孫	○令 19.11.2	□同居 ✓別居	7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8
				平・令 . .	□同居 □別居	
所得金額調整控除に関する事項				扶・令・老 平・令 . .	□同居 □別居	

雑損控除	146 損失金額 円	147 補てんされる金額 円	148 災害関連支出 円		
医療費控除	セルフメディケーションを選択□（選択する場合のみ✓をする）	150 支払った医療費またはOTC医薬品購入費 351,721 円	151 補てんされる金額 96,000		
社会保険料控除	国民健康保険 221,900 円	後期高齢者医療 円	国民年金 58,026 円		
	介護保険 122,078 円	源泉徴収票記載社会保険等 円	合計 152 402,004		
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の合計額 159 円				
生命保険料控除	新生命一般 157 37,800 円	新個人年金 158 円	介護医療 156 16,800 円		
	旧生命一般 161 22,680	旧個人年金 162 151,200			
地震保険料控除	地震 164 28,350	旧長期損保 165			
本人該当控除	障害者	身体	手帳 3 級・判定 等・障害者控除対象者認定書 ★		
	ひとり親	寡婦	死別・離別・生死不明	勤労学生	学校名 ★
基礎控除	合計所得金額によって控除額が異なります。				

③ い 次の者から扶養・仕送りを受けていた。（氏名）（住所）（続柄）
ろ □遺族年金 □障害年金 □その他（ ）を受給していた。 年額 113 円
は 次により生活していた。□貯蓄 □生活保護 □児童扶養手当 □雇用保険 □傷病手当 □その他（ ）

④ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和８年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税の納付方法　・給与から差し引き　特別徴収　納付　普通徴収

★印の控除を受ける場合は添付書類が必要です。

★印の控除を受ける場合は記入が必要ですが、記入しなくても受けることができます。（詳しい書き方は手引きを参照してください。）

所得のなかった人の記入欄

③　所得のなかった人の記入欄の書き方

前年中は所得がなかった、または非課税所得（障害年金、遺族年金等）のみの場合は、『③所得のなかった人の記入欄』の該当項目を○で囲み記入してください。
〈い〉 親族から扶養、仕送りを受けていた場合は、その人の氏名、続柄、住所を記入してください。
〈ろ〉 遺族年金、障害年金等を受給していた場合は、年額を 113 に記入してください。
〈は〉〈い〉〈ろ〉以外の場合は、生活費について記入してください。

⑩　寄附金控除（申告書裏面）

あなたがお住まいの都道府県共同募金会・日本赤十字社、都道府県・市区町村（ふるさと寄附金）および住所地の都道府県または市区町村の条例で指定する寄附を行い寄附金税額控除として申告する場合は、裏面の⑩に必要事項を記入してください。
【必要書類】 ★控除証明書　※詳しくは４ページをご覧ください。

基礎控除

合計所得金額が2,400万円超の場合は、３段階で逓減し、2,500万円超の場合は適用外となります。

合計所得金額　（円）	控除額　（円）
2,400万以下	430,000
2,400万超　2,450万以下	290,000
2,450万超　2,500万以下	150,000
2,500万超	0

（※）30歳以上70歳未満で、留学生の場合は留学ビザ書類、障害のある方は障害者手帳等、留学生及び障害者以外で38万円以上の仕送りをしている場合は38万円送金関係書類も必要です。外国語で作成されている場合は和訳文も添付してください。

すべての方

※黒色ボールペンで記入してください（鉛筆や消せるボールペンは不可）。
※電話番号（携帯電話も可）を忘れずに記入してください。
※代理申告の場合は代理申告者の欄に記入してください。
（また、別世帯の方が代理申告する場合は委任状が必要です。）

②所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	内容
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、総所得金額等の合計額が58万円以下であるものの有する資産について、前年中に災害や盗難、横領等により損害を受けた場合に記入してください。 ［差引損失額－総所得金額等の合計額の10%］と［差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円］のいずれか多い方が控除額となります。 **【必要書類】** ★被災の程度を証明する書類、損害に関する明細書
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費がある場合に記入してください。 ［支払った医療費－保険等で補てんされる金額］－総所得金額等の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）が控除額となります。（限度額　200万円） **【必要書類】** ★医療費控除の明細書 ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用する場合 ［支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額］－保険金などで補てんされる金額－12,000円が控除額となります。医療費控除の欄にある「セルフメディケーションを選択」にチェックを入れてください。（限度額　88,000円） **【必要書類】** ★セルフメディケーション税制の明細書 （領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は自宅で5年間保存する必要があります。） この特例か従来の医療費控除（上記のとおり）とのいずれかを選択して医療費控除を適用することとなります。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、負担した社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料等）で、前年中にあなたが支払った金額が控除額となりますので、その金額を記入してください。 **【必要書類】** ★領収書等（明石市の国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の場合は必要ありません。） **【注意点】** ・配偶者やその他の親族の年金から天引きされている社会保険料は、あなたの控除の対象にはなりませんが、口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象にできます。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第２種共済契約を除く）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、または条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金で、前年中にあなたが支払った金額が控除額となりますので、その金額を記入してください。 **【必要書類】** ★支払った掛金額の証明書
生命保険料控除	あなたやあなたの親族が受取人となっている一般生命保険契約等、個人年金保険契約等、介護医療保険契約等に基づき、前年中にあなたが支払った保険料がある場合、該当する区分の記入欄に支払った保険料を記入してください。 ①平成24年１月１日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

支払保険料等の金額（円）	生命保険料（一般・個人年金・介護医療）控除額（円）
12,000以下	支払保険料等の全額
12,001～32,000	支払保険料等×1/2＋6,000
32,001～56,000	支払保険料等×1/4＋14,000
56,001以上	一律28,000

支払保険料等の金額（円）	生命保険料（一般・個人年金）控除額（円）
15,000以下	支払保険料等の全額
15,001～40,000	支払保険料等×1/2＋7,500
40,001～70,000	支払保険料等×1/4＋17,500
70,001以上	一律35,000

・合計控除額＝一般生命保険料控除額＋個人年金保険料控除額＋介護医療保険料控除額
（限度額　70,000円）
・新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合は、上記①及び②にかかわらず、一般生命保険料または個人生命保険料の各控除額の限度額は28,000円になります。ただし、新契約と旧契約の双方で保険料控除の適用を受けるよりも、旧契約のみで適用を受けた控除額の方が有利になる場合は、旧契約分のみ申告してください。
【必要書類】 ★控除証明書

地震保険料控除	前年中にあなたが損害保険契約等に基づき支払った地震等損害部分の保険料がある場合、該当する欄に支払った保険料を記入してください。なお、従前の損害保険料控除については、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料のみ、旧長期損害保険料として控除が適用されます。該当する欄に支払った保険料を記入してください。 ※長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金のあるものをいいます。

保険料の契約区分（円）	支払保険料の金額（円）	控除額（円）
①地震保険料のみの場合（限度額　25,000円）	～50,000	支払った保険料×1/2
	50,001円～	一律に25,000
②旧長期損害保険料のみの場合（限度額　10,000円）	～ 5,000	支払った保険料の全額
	5,001～15,000	支払った保険料×1/2＋2,500
	15,001～	一律に10,000

①と②の両方がある場合は、それぞれ計算した金額の合計額。（限度額　25,000円）
一つの損害保険契約が①②両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。
【必要書類】 ★控除証明書

※本人該当控除は、前年12月31日の現況において該当する人が対象になります。

障害者控除	あなたが障害者である場合は『障害者』を○で囲み手帳等の種類・等級を記入してください。 **特別障害者**（控除額　300,000円） 身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級 戦傷病者手帳　特別項症～第３項症、その他市町村の認定を受けた人等 **普通障害者**（控除額　260,000円） 身体障害者手帳３～６級、療育手帳B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳２・３級 戦傷病者手帳　特別障害に該当しない区分、その他市町村の認定を受けた人等 **【必要書類】** ★障害者控除対象者認定書等(障害者手帳の添付不要。障害者手帳あれば認定書の添付不要。)
ひとり親控除 寡婦控除	あなたがひとり親の要件に該当する場合は『ひとり親』を○で囲んでください。 あなたが寡婦控除の要件に該当する場合は、『寡婦』を○で囲み、死別、離別、生死不明のいずれかを選んでください。（ひとり親控除に該当する場合を除く） **ひとり親**（控除額　300,000円） 婚姻歴や性別に拘わらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている人は除きます。）を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下である人 ※住民票上の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある人は対象外です。 **寡婦**（控除額　260,000円） 次の①、②の要件のいずれかに当てはまる人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族（他の人の扶養親族とされる人は除きます。）を有し、合計所得金額が500万円以下である人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人で、合計所得金額が500万円以下である人 ※住民票上の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある人は対象外です。
勤労学生控除	あなたが学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下であって、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合は『勤労学生』を○で囲み、学校名を記入してください。 **【必要書類】** ★在学を証明する書類　（控除額　260,000円）